

みなさんの暮らしの「安心・安全」を下水道事業で支えています。

下水道には「生活環境の改善」「浸水の防除」「公共用水域の水質保全」「トイレの水洗化」の4つの大きな役割があります。

①街が清潔になります



汚れた水を集めて地下の下水道管(汚水管)に流すので、道路や水路に汚れた水がたまりず蚊やハエの発生を防ぎます。

②街を浸水から守ります



道路や住宅地に降った雨をすばやく下水道管(雨水管、合流管)へ。街を浸水からしっかり守ります。

③川や湖、海がきれいになります



汚水をきれいにしてから流すので、川や湖、海が汚れるのを防ぎます。法律で決められた検査をしたきれいな水にして流します。

④トイレを水洗にできます



くみとりトイレを水洗トイレにするとうちの生活が送れ、においがなくなります。

さらなる「安心・安全」な暮らしのために・・・地球環境にやさしい取り組みを行っています。

温室効果ガスの削減と資源の有効利用に取り組んでいます。

汚泥リサイクル率100%! 下水汚泥の固形燃料化をはじめました。

平成25年4月1日から南部浄化センターにおいて、下水汚泥固形燃料化施設の運用を開始しました。この施設はバイオマス資源である下水汚泥から燃料化物(炭化固形物)を製造し、火力発電所の石炭代替燃料として有価で供給する事業で、下水汚泥の資源化の促進と、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献できるものと期待されます。これまで下水汚泥の約3割はセメントや肥料として有効利用してきましたが、残りの約7割は、焼却・埋立処分していました。本施設の稼働により全量有効利用出来る様になり、リサイクル率100%を達成します。



Q 下水汚泥はどのくらい発生し、何tくらい燃料化できるのですか。

A 熊本市では5箇所の浄化センターから毎日80tの脱水汚泥(下水汚泥を脱水処理した状態)が発生します。そのうち約30tをセメントや肥料として利用し、約50tを固形燃料化します。50tの脱水汚泥原料から約7tの固形燃料が製造できます。

Q 温室効果ガスはどのくらい削減できるのでしょうか。

A 焼却時に比べCO2換算で年間約2,900t削減できます。また、燃料使用先(火力発電所)での石炭使用量も削減することができ、これを合わせると年間約3,400tのCO2削減効果が見込まれます。これは、一般家庭1,300世帯が1年間に排出するCO2に相当します。

「安心・安全」な暮らしのために・・・ぜひお願い致します。

下水道はごみ箱ではありません。下水道は大切に使ってください。

下水道に野菜クズ・ごみ・油、水洗便所に溶けにくい紙を流すと下水道管が詰まり、浄化センターの処理機能に悪影響を与えます。

また、単体ディスポーザ(食品クズ粉砕機)で砕いた野菜クズなども下水道管内に堆積腐敗し、悪臭や詰まりの原因となるので流さないでください。野菜クズの流れないディスポーザ排水処理システムがありますので、設置される場合は給排水設備課事前に相談してください。



Q 下水道に油を流さないためには、どうすれば良いですか。

A 油を多く含んだ汁は台所に流さないでください。てんぷらで使用した油などは市販の油凝固材で固め、燃やすごみとして捨ててください。油で汚れた食器や調理器具は拭き取ってから洗ってください。

お問い合わせ 給排水設備課 排水設備係 ☎ 361-5580

「安心・安全」な暮らしのために、下水道の整備を進めています。

工事中はご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。

下のような順序で下水道工事を行います。騒音や交通規制などご迷惑をおかけしますが、騒音抑制と歩行者や車両の安全確保に努め、工事を進めていきますので、ご協力よろしくお願いたします。



ご迷惑をおかけします

下水道工事を行っています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 〇:〇〇～〇:〇〇

下水道工事
発注者 熊本市上下水道局〇〇課
施工者 〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

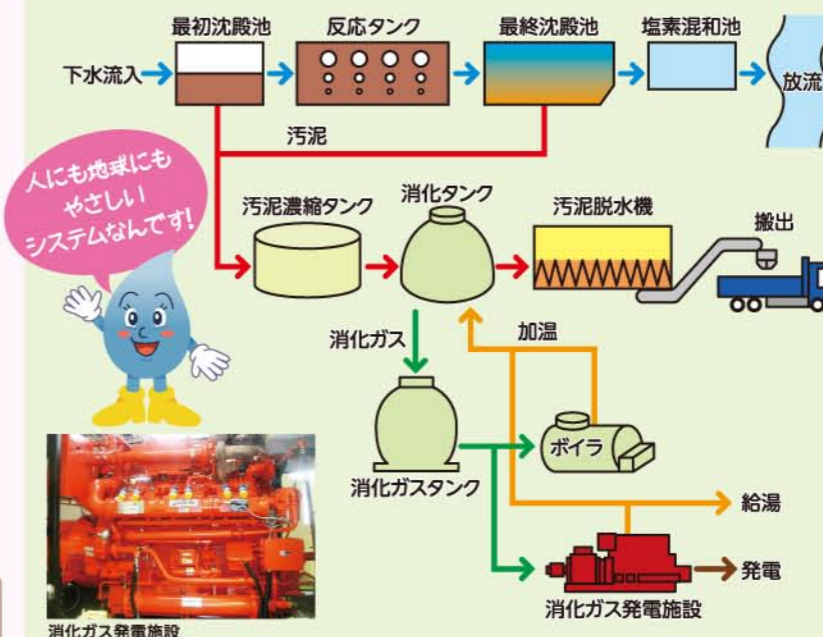
Q 下水道工事があるときには事前に分かるのでしょうか。

A 緊急工事以外の計画工事では事前に、工事の予定や内容を説明会や広報ビラなどでお知らせし、お客さまのご理解、ご協力をお願いしています。また、交通量の多い道路等で工事をするときには、事前に予告看板を掲示しています。工事中は必ず左のような看板を設置し、連絡先を表示しています。ご不明な点などございましたらご連絡ください。

お問い合わせ 下水道整備課 ☎ 361-5482

消化ガスから電気を産み出す! 消化ガス発電事業。

消化ガスとは、下水処理で発生した汚泥が消化タンクの中で微生物により分解されるときに発生するメタンとCO2を含んだ可燃性ガスのことです。熊本市の浄化センターでは、消化ガスを消化タンクの加温と給湯などに使用していますが、処理場経費のさらなる削減と温室効果ガス排出削減を目指し、平成25年度から、中部浄化センター内において消化ガスを利用した発電を開始しました。



Q どのくらい電力をまかなえるのですか?

A 中部浄化センター内の電力使用量の約30%(280万kwh/年)をまかなえる見込みです。

Q 温室効果ガスは、どのくらい削減できるのでしょうか?

A CO2換算で年間約1,050t削減できます。

お問い合わせ 水再生課 ☎ 361-5473

貴重な水資源を守るために漏水の調査・早期発見にご協力ください。

漏水の調査について

- 貴重な水資源を有効利用するため、上下水道局では、定期的に漏水調査を実施しています。
- 漏水調査は、職員及び委託先の専門業者(県外業者を含む)が行います。道路上から水道メーターまでを調査しますので、お客さまの敷地内に立ち入る場合もあります。
- 調査員は、「漏水調査」の腕章と上下水道局発行の身分証明書を携帯していますのでご確認ください。また、調査料金をいただくことはありません。
- ご不明な点やご不審な点がございましたら、下記までお問い合わせください。みなさまのご協力をお願いします。

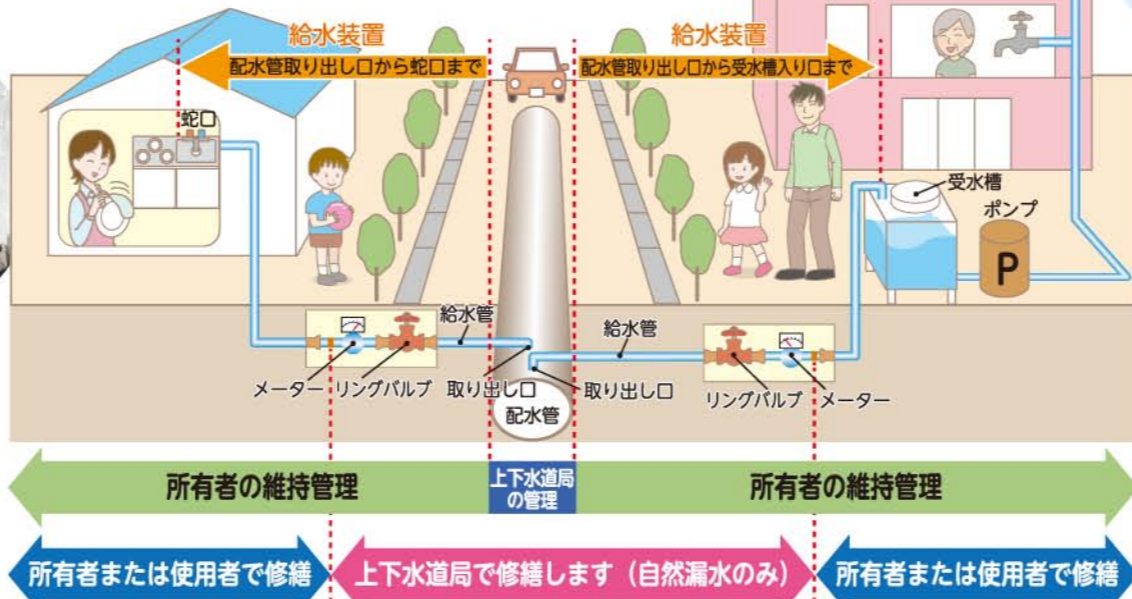
漏水の発見・修繕について

- 漏水の早期発見・早期修繕のため、道路上または宅地内のメーターまでの自然漏水を発見された場合は、下記までご連絡ください。
- メーター以降の漏水は、お客さまでも調べることが出来ます。定期的に点検をお願いします。

簡単にできる漏水チェック

- ①全ての蛇口を閉める。
 - ②水道メーターのパイロットをチェックする。
 - ③パイロットが回転していれば、どこかで漏水している可能性があります(回転なしは異常なし)。
- ※検針時パイロットが回転している場合は、「水道検針時のお知らせ」(青色の紙)をお届けています。
- メーターから家側での漏水の修理は、お客さまのご負担となります。漏水の修理や調査は、上下水道局指定の給水装置工事業者又は水道検針時のお知らせ裏面に記載の水道修繕センターへご相談され、早期の修理をお願いします。

お問い合わせ 漏水調査については 水相談課 漏水防止班 ☎ 361-5553 漏水の発見・修繕については 水相談課 サービス班 ☎ 361-5555



お問い合わせ 給排水設備課 給水装置係 ☎ 361-5503

給水装置はお客様の財産です。

給水管や蛇口などの給水装置はお客さまの財産です。道路部分にある配水管の取り出し口から蛇口までの範囲は、お客さまで維持管理をしていただきます。使用方法を守って正しい維持管理をお願いします(漏水や故障の場合の修理は所有者または使用者のご負担となります)。新しく水道を引いたり、水道の改造・修繕・撤去工事などをするときには上下水道局へ届出が必要です。これらの工事は、お客さまのご負担での施工となりますので、直接上下水道局指定の給水装置工事業者へ依頼してください。

マンションなどの使用戸数および総代理人の変更届について

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代理人に変更がある場合は、そのつど「共同住宅料金適用申請書兼総代理人届」の提出が必要になります。届出書は、ご連絡いただきますと郵送します。水道検針時の「水道ご使用量のお知らせ」で、使用戸数や使用者名をご確認ください。

お問い合わせ 料金課 ☎ 361-5400

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などをお使いの方が、下水道に接続して汚水を流し始めたら使用開始の届出が必要となります。また、転居などにより使用を廃止される場合にも届出が必要です。廃止のお届けがないと、料金が請求され続けますのでご注意ください。水道水だけをお使いの場合、下水道使用料は水道料金と合わせて請求していただきます。詳しくは下記お問い合わせ先まで。

お問い合わせ 料金課 ☎ 361-5400

上下水道局からのお願い